

令和4年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和4年12月20日

忠岡町議会

令和4年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和4年12月20日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長	南 智樹	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第4回忠岡町議会定例会議事日程第3日目についてご報告申し上げます。

日程第1 議案の訂正について

日程第2 議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第3 議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第4 議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第5 議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第6 議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正に
ついて

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第7 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第8 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

- 日程第9 議案第57号 町税条例の一部改正について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第10 議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第11 議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第12 議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第13 議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第14 議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算(第1号)について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第15 議案第63号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第16 意見書第8号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書第9号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第18 意見書第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第19 意見書第11号 マイナンバーカードの利用拡大、取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」等の中止を求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書第12号 際限のない軍拡競争を招く軍事費倍増の中止を求める意見書の提出について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 以上のおりでございます。

議長(和田 善臣議員)

日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

12月2日の令和4年第4回定例会に上程されました、「議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について」、「議案第55号 忠岡町特別職

の職員の給与に関する条例の一部改正について」の2件について、お手元に配布いたしました事件の訂正請求書のとおり、議案を訂正したいとの申出がありました。

提出者より説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

日程第1、議案の訂正について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年12月1日に提出いたしました議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正する条例、並びに議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例について訂正いたしたく、忠岡町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

訂正内容につきましては、改正条例の附則中、第1条にて改正する期末手当の適用日の規定が漏れていたこと、及び同条による改正前の規定により支給された期末手当の額を改正後の規定による期末手当の内払いとする規定が漏れていたため、訂正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

説明は、以上のとおりです。

事件の訂正請求書のとおり議案の訂正を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、事件の訂正請求書のとおり議案の訂正を許可します。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 議案第50号から日程第14 議案第62号までの12件の議案についてを、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないと認めます。

よって、日程第2 議案第50号から日程第14 議案第62号までの12件を一括議題といたします。

本件に関し、12月2日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託

しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託された10件の案件につきましては、12月6日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布いたしております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決をされました。

議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・討論がなく、全会一致で可決されました。

議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決をされました。

議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・討論がなく、全会一致で可決されました。

議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・討論がなく、全会一致で可決されました。

議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論がなく、全会一致で可決されました。

議案第57号 町税条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論がなく、全会一致で可決をされました。

議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）につきましては、本委員会に係る部分について、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論がなく、全会一致で

可決されました。

議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論がなく、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案について報告を終わります。

令和4年12月20日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

議案第51号の忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、質問させていただきます。

こちらの条例案ですね、ちょっと私も総務常任委員会の日には音声傍聴させていただいてまして、審議内容を傍聴して聞いていたんですけども、まずこの条例ですね、国家公務員の定年延長に伴って本町の職員についても降給、降格等、新規で定めるというものなんですけれども、実質ですね、定年延長に伴ってというよりも、定年延長を機に、今回を機に、実質、職員の分限処分を新規に定めた条例であります。

せんだっての常任委員会の審議内容を聞いておりまして、理事者側の答弁でですね、組合のほうと調整をまだしてませんというご答弁があったと思います。人事関係の規定を設ける場合、特にこの条例なんかですと、分限という極めて処分に関する内容ですので、公務員に不利益を与える内容の規定を設ける場合は、やはり組合と調整をしていないというのは非常に問題だと思います。必ず規定を設ける場合は、組合と何が何でも協議せないのかと言われたら、そうではないですけれども、やはり通常ですね、信義則といいますか、公務員の身分を制限する場合は、やはりきちんと組合を通して、組合との話し合いですね、調整を済ませた上で規定を設けるとするのが通常ですので、それをなされていないという答弁でしたのでね。常任委員会の当日もですね、議員の方からも道義的に異議を唱えるような場面も見られたかと思えます。

結果的にそのまま全会一致で採決なされたんですけども、常任委員会というのはやはり専門的に審議を尽くされる場だと思います。疑義が残る形でこのまま条例を制定しているのかというところは私は非常に疑問を感じていまして、やはり常任委員会でそういう疑義が残る部分というのは審議を尽くすべきだったんじゃないのかというところを、ちょっと委員長にお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井委員長。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

暫時休憩を要請いたします。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの松井議員の暫時休憩の動議に対して同意される方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（和田 善臣議員）

賛成多数です。

それでは、暫時休憩いたします。25分から再開いたします。

（「午前10時16分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前10時25分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

ただいまの勝元議員の質疑に対し、松井委員長より答弁願います。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井委員長。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

勝元議員の質問にお答えいたします。

12月6日の総務事業常任委員会におきまして、慎重な審議の結果、全会一致となり可決をされております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、質疑ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今の質問の件ですけれども、常任委員会のほうで審議を尽くしていただいたということですから、やはり聞いている者というか、住民なりのほうからですね、常任委員会で審議を尽くしたのかという疑義が残らないように、やっぱり常任委員会というのは毎回議会の中で議案について専門的に審議を行う場という位置づけになってますので、そういった

疑問とか残らないように、今後審議をしていっていただけたらと思います。

これで質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

一応それは案として聞いておきます。

他に、ご質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事概要版のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、本委員会に付託された部分について、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました4議案について報告を終わります。

令和4年12月20日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第2 議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第3 議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第4 議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第5 議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第6 議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第7 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第8 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第9 議案第57号 町税条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第10 議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第11 議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第12 議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第13 議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第14 議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第15 議案第63号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)についてを、議題といたします。

議長(和田 善臣議員)

提案者の提案理由を求めます。町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第63号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は74万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は86億9,301万6,000円となります。

歳入につきましては、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上でございます。

次に、歳出につきましては、第4款 衛生費で、臨時発熱外来体制整備負担金の計上でございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案者の提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第63号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第16 意見書第8号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長 (和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明を求めます。二家本議員。

5番 (二家本英生議員)

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書案について、趣旨説明を行いたいと思います。

この意見書につきましては、大阪保育運動連絡会より陳情で出されていたものです。主な趣旨については、ここの文面に書いているとおりですが、補足させていただきたいと思います。

世界の4歳から5歳児の配置基準は、イギリスで8人に保育士1人、フランスやスウェーデンでは13人に保育士1人です。これに対し日本は、意見書の中にもありましたが、日本では30人に保育士1人です。しかも、この配置基準については戦後より変わっていません。4歳から5歳の子ども30人を保育士1人で見るとは大変であり、とてもきめ細かく見ることはできません。

現場の声として、現状の配置基準では負担が重く、子どもの安全や豊かな暮らしが守られないおそれがあると訴えています。そんな折、新型コロナの感染拡大で保育園の登園自粛が呼びかけられ、ふだんより保育士1人当たりが見る子どもの数が減ったときに、一人

一人に目が行き届きやすいと感じたと言っています。

また、保育士の給料は、業種平均の年間約100万円安いと言われていています。2018年の厚生労働省の調査では、保育士資格を保有している方で保育士施設で働いているのは約59万人、それに対し働いていないのが約95万人と言われていています。資格があるのに保育園等で働かない主な理由として、人間関係や仕事の量に対して給料が安い、勤務時間が長いなど挙げられます。保育士の給料は公定価格で決められていますが、この公定価格に変動がないため、収入も上がらない原因になっています。保育士不足の原因は、仕事の量に対して給料が上がらないため、保育士資格はあるものの保育施設では働けないというものです。

よって、国において必要な財源を確保し、子どものために保育士の配置基準を引き上げし、処遇改善を図るため、公定価格を引き上げることを要望した今回の意見書となります。保育士の処遇改善のため、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第8号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第8号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (和田 善臣議員)

起立多数です。よって、意見書第8号は、原案のとおり可決されました。

本件につきましては、早速関係省庁へ送付することにいたします。

議長 (和田 善臣議員)

日程第17 意見書第9号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長 (和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

12番 (河野 隆子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

河野議員。

12番 (河野 隆子議員)

この意見書の趣旨説明をさせていただきます。

消費税のインボイス適格請求書、この制度導入に幅広い業界からの反対の声が広がる中で、岸田政権は納税額の時限的軽減など激変緩和措置の方針を示しています。2023年度与党税制改正大綱に盛り込むと、このように言っております。零細な事業者やフリーランスで働く人たちに、経済的、事務的に大きな負担をかける仕組み自体は同じでありませぬ。来年、23年10月に導入を予定しているインボイス制度そのものを中止するしかありません。

消費税は、事業者が仕入れのときと、物、サービスを販売したときの差額を税務署に納めます。今は帳簿で行っておりますが、この控除の計算をインボイスで行うことが義務づけられます。インボイスは課税事業者しか発行できません。この最大の問題は、消費税の納入を現在免除されている年間売上高1,000万以下の事業者が課税事業者になることを迫ることです。課税事業者の仕入れ先に免税事業者がいると、インボイスをもらえませぬ。インボイスがないと、仕入れにかかった消費税を控除せずに納税しなければならない。それを避けるために免税事業者が取引から排除され、倒産、廃業に追い込まれると、こういったおそれがあります。

日本商工会議所も、令和5年度税制改正に関する意見で、仮にこの制度が導入された場合、免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があると、このように言っております。もともと零細事業者は大手業者との競争があるので、仕入れにかかった消費税を販売価格に転嫁することが困難であります。納税義務を負うことになれば、身銭を切って消費税を払うこととなります。少額取引を1年間集計して納税

する事務も大変であります。免税制度はこうした負担を踏まえて実施されてきました。個人事業主として働いている人の多いアニメ、漫画、演劇、声優、俳優の団体や出版、エンターテインメント業界からなど、死活問題だとしてインボイス反対の声明が次々と発表されております。

インボイス発行を迫られる事業者は、法人、個人を合わせて1,000万に及ぶ可能性があります。年収が100万円から200万円しかない、こういった少ない事業者もあります。

インボイス制度の影響を受けるのは、ほかに個人タクシーや文化・芸術、シルバー人材センター、農家を初めウーバーイーツなどの宅配パートナー、電気・ガスの検針など多岐に上ります。その数は約1,000万人と言われております。

しかし、少なくない関係者は、自分が免税業者との自覚がないままであることが予想されております。このまま実施すれば混乱は必至です。

また、本町は、中小業者というより零細業者の方が多く、個人事業主も多いです。新型コロナ感染の長期化で収入が減って苦境に立つ事業者、そして今、急激な物価高騰の影響もある中で消費税のインボイスをすれば、さらなる追い打ちをかけるものであります。政府においてはこのインボイス制度実施中止を求める、この意見書を本町でぜひ上げていただきたいというふうに思います。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定より委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員、反対討論ですか。

10番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

はい。

10番（今奈良幸子議員）

令和3年第4回忠岡町議会定例会において、中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書の提出があり、令和4年第2回忠岡町議会定例会においても意見書の提出があり、その際、答弁させていただきました。

これまで年間の課税売上高が1,000万円以下の小規模な事業者は、免税事業者として消費税の納付を免除されてきました。ところが、適格請求書発行事業者として登録されるためには課税事業者にならなくてはなりません。つまり、免税事業者のままインボイスが発行できないとなると、取引先はその事業者との取引で支払った分の消費税を控除できないこととなります。それを避けるためにその事業者との取引を中止したり、消費税分の値下げを要求したりしてくる可能性が高くなることが予想され、既に大手量販店などは「インボイスを発行できない事業者とは取引ができなくなります」という通知を出しているところもあるようです。

しかしながら、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについてもインボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。移行に伴う準備期間を設けていることから、インボイス制度の実施に賛成のため、この実施中止を求める意見書には反対いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

はい、二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この意見書について、賛成の立場で討論したいと思います。

先ほどインボイスを実施するに当たって取引ができなくなる、そういったことを防ぐために、もう既に大手企業のほうからインボイス制度を始めているところがあるといえます。その中で、経過措置も確かにあるというのは存じております。

ただ、やはりこの制度を採用されることによって、少なからずとも中小企業、そして個人事業主で零細企業の方々は、負担を感じるはずで、これをするためには新たな会計帳

簿の方式も入れないといけません。中小企業の方々、そして個人事業主というのは高齢者の方が多く、なかなかそういった帳簿の整理、パソコンとか使えない方も多いと思いますので、そういった煩雑な作業というのはとても大変な負担になると思います。

やはりそういう小さな事業所というのは大都市に多くなく、どちらかといえば田舎のほう、地方のほうに多いと思われま。そういった方々というのは、八百屋さんなり精肉屋さん、雑貨屋さん、小さなところで営みをやっており、地域を支えている存在でもありません。そういった方々にも、地域を支えるための事業をやっているにもかかわらず、今回のこの制度を持ち込むことによって、もう事業が成り立たない可能性もあります。そうなってくると地域の活性化というのは遠い話になってきます。

そういった面からもこのインボイス制度の中止を求める意見書については賛成の立場で討論していきます。よろしくお願ひします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第9号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。よって、意見書第9号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第18 意見書第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。趣旨説明ありませんか。

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

すみません。この意見書案に対して趣旨説明をさせていただきます。

高齢になると難聴が日常生活で大きな問題になってきます。補聴器の購入は高額で大変との声から、全国各地で補聴器購入の助成事業、これは自治体独自でやっておられます。

WHO、世界保健機関が高齢者の生活の質を阻害する疾病を10挙げておりますけれど

も、5番目に白内障、7番目に難聴、耳鳴り、10番目に視力障害が入っており、脳血管疾患などとともに視覚障害は高齢者の生活に大きく関わっていることが分かります。目に見えにくい疾患ではありますが、障害としては非常に多く、また深刻であります。

難聴は認知症の危険因子の1つとされており、近年の研究で、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になると脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進んで、認知症の発生に影響するという報告や、難聴によって人とのコミュニケーションができない、社会活動が減ってしまう、これが認知症の発症を進める要因になるという指摘もございます。

補聴器の値段は様々で、安くても1つ5万円。しかし、両耳をされるとしたらその倍の10万円になります。片耳の補聴器の平均が約15万円程度で、ほか、いろいろ値段はありますが、ほかの補装具と比べて補聴器はかなり高額と言えます。収入が少なくなっていく高齢者や年金生活者にはかなりの負担になってしまいます。

高齢者福祉の前進のために補聴器購入の補助を始めている、先ほども申しましたように、自治体が全国で生まれております。

聴覚障害者手帳、この手帳を持ちましたら補聴器の補助はございます。しかし、手帳を取得するまではないが、加齢性難聴で、生活する上で支障があると、そういった方はお医者さんの診療情報提供書、これをいただくことによって補助がもらえる、そういったことをしている自治体。この近隣ではこの1月1日から貝塚市が上限2万5,000円ということによっておられます。

この診療情報提供書ですね。これは医療費控除を受けることで、障害者だけでなく補聴器購入費が医療費控除の対象になると。あまり知られていないようですが、そういったことがあります。補聴器購入費を医療費控除するためには幾つかの条件がありますが、受診するときに医師との会話の疎通のために必要であること、それを証明する書類がこの診療情報提供書でありますけれども、ここに書かれてありますように、その対象者もわずかで、約9割の方が実費で購入していると、そういったことが言われております。

そういったことで、高齢者ができるだけ介護を受けずに自分らしく暮らしていける、誰もがそう望んでおられるわけではありますが、しかし、難聴、耳が聞こえにくい、聞きづらいと、そういったことで人には会いたくない、会話はできない、会話も対話もできない、そういった思いで暮らされている高齢者、低所得者の方、購入したいけれども、それができないのであれば、低所得者も購入できるよう本町としても国に対して加齢性難聴者の補聴器の購入、これを国の責任で行うべきだというふうに思います。それはまた認知症を予防していくこと、そして介護予防にもつながっていくと、そういったこともありますので、ぜひこの加齢性難聴者の補聴器購入ですね。これは国の責任において公的補助制度、この創設を求めるこの意見書案にぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、意見書第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第10号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(和田 善臣議員)

起立多数であります。

よって、意見書第10号は、原案のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第19 意見書第11号 マイナンバーカードの利用拡大、取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」等の中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長(和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

マイナンバーカードの利用拡大、取得義務につながる「健康保険証の原則廃止」等の中止を求める意見書について、趣旨説明を行います。

厚生労働省が公表している2022年10月時点で、マイナンバーカードに対応している病院や薬局は全国で約3割程度しかありません。

対応していない医療機関、特に小規模な医院は未対応のところも多く、受診する際は、結局、従来の保険証が必要になってきます。

また、医療機関でマイナンバーカードで本人確認をする際は、顔認証か4桁の暗証番号が必要となります。暗証番号での認証をする場合、スマホやパソコンを持たない人や扱えない障がい者、1人暮らしの高齢の方、認知症の方など、暗証番号を忘れてしまい、認証ができず、マイナンバーカードを持っているのに一時的に医療費が全額負担となり、医療にかかりにくい可能性が出てきます。

そういった方々の対応など未確定なことも多い中、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、現在の健康保険証を廃止することは、国民皆保険制度の下では許されないものであります。

マイナンバーカードを普及させるため、従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することについて撤回するよう、国や政府に求めた意見書であります。

議員皆さんのご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員、反対討論ですか。

10番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

はい。

10番（今奈良幸子議員）

反対の立場として討論いたします。

マイナンバーやマイナンバーカードをめぐるっては、国民に多くの誤解が存在するのも事実ですが、その責任は政府の側にもあります。

例えば「マイナンバーのお知らせ」という政府のパンフレットには、「提示を求めることができる者以外はマイナンバーの提示を求めてはならない」、「マイナンバーをみだりに他人に知らせないようにしましょう」という注意事項が記載されています。これを見ると自分に付与された12桁のマイナンバーは、人に知られると非常に危険だ、仮に番号を知られると個人情報の漏洩につながると考えてしまうのは自然なことです。

しかし、仮に何らかの理由で自分のマイナンバーを他人に知られたとしても、ナンバーだけでは悪用できません。個人の情報は必要なときだけ必要な情報をやり取りする分散管理がされているため、どこかのデータベースがハッキングされて、全ての個人情報が悪意のある人の手に渡ってしまうという仕組みにはなっていません。

そもそもマイナンバーとマイナンバーカードは別物、カードを落としたとしてもカードのICチップから個人の健康情報などを読み取ることはできません。

マイナンバーと保険証が一体化する一番のメリット、それは行政と医療の無駄を省くことができる点です。前者として個々人の情報を保険証とマイナンバーカードで管理すると必然的に二重管理となり、管理コストが無駄にかかります。行政のスリム化とは真逆となります。後者としては、例えば薬、ふだんかかりつけ医から特定の薬を処方されたとしても、何かの事情であるときかかりつけ医ではない医師を受診せざるを得ないこともあります。その際、ふだん処方されている薬の名前をその医師に伝えることはできますが、なぜ自分にその薬が処方されているのかという医学的な背景情報は、医療の専門家でない患者が伝え切れるとは限りません。病院で診療を受けたときのカルテ、自治体や企業で行う健康診断、これまでの投薬の状況や予防接種の記録などは、ばらばらに管理しているよりも1つの番号、マイナンバーにひもづけたほうが、より質の高い医療につながるのではない

でしょうか。

このような観点から、現在の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体にしたマイナ保険証に切り替えるという政府の方針に賛同のため、この意見書には反対いたしません。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

賛成の討論をいたします。

今、反対討論の方がおっしゃられた医療の、そういった薬の重複ですとかそういう無駄を省くということであれば、わざわざこのようなマイナンバーを使ってするのはなく、別のシステムで必要な方にだけすればいいわけであります。

ここで問題にしているのはそのことではないんです、この意見書は。マイナンバーカードの取得の義務化につながる健康保険証の原則廃止等を中止してほしいという、ここなんです。健康保険証の原則廃止、これをしないでマイナンバーで医療情報の共有をされるのはいいですよ。希望される方はね。ですが、保険証まで廃止するということはどうなのかと、そこを問うているわけなんです。

便利と危険は隣り合わせであることをよく理解した上で、それでも使いたい人は使ったらいいいわけなんです。ただ、マイナンバーカードの保険証化は、非常に不便な点があります。紛失したときであります。ICチップにはその個人情報が入ってへんと言うけれども、現在の紙の保険証であれば、忠岡町の保険課の窓口に行って「再発行してください」と言えば再発行してくれるんです。すぐにその場で。

なんですが、マイナンバーカードに義務化されて、紙の保険証がなくなってしまうと、J-LISに再発行してもらわないといけませんから、1か月近くかかると思います。その間、じゃあ保険証がないということで大変困るわけであります。

医療機関を受診する際に、先ほども趣旨説明でありましたが、顔認証システムを導入している大きなところ、経済力のある医療機関はいいんですけれども、それでないところは暗証番号4桁の、キャッシュカードと同じですね、本人確認を暗証番号を入力してしまいますけれども、この4桁の暗証番号を忘れてしまったら、本人確認ができなくて保険扱いができないということになって、自費診療となる。これは本当に不便であります。

よく銀行のキャッシュカードと同じで、暗証番号を忘れたらお金がおろせないわけですね。それと一緒に医療にかかれないということであります。ご高齢の方とか物忘れのある

方とか認知症の方は、よく銀行のカードに暗証番号を貼り付けていたり書いたりとかして、また周囲にそれを口で言いながら暗証番号を押さえる方もいらっしゃるって、暗証番号が漏れてしまうわけなんですね。このことのほうが、暗証番号が漏れてしまうことのほうが大変怖いと思います。だからカードの悪用が心配されるということでもあります。

個人番号、マイナンバーは、悪用されればプロファイリングされるということの危険性がありますし、マイナンバーカードを使えば使うほど、いろんな機能を取り付ければ付けるほど、そのデータが蓄積、集積されていくわけですね。そして個人情報、これはもう集積するところは国と、直結している国ですね。国家による一元管理を可能とするということが、マイナンバーを全国民に持たせる意味があるということで、国は進めているわけでもあります。日本はちょうど中国のような、国家が国民を監視するという社会を目指しているのかと思うような、こういう義務化であります。

その上で、マイナンバーカードの取得は、本人が利便性と危険性を利益衡量して決めるという、番号法の第17条第1項の申請主義、任意取得の原則というのが、もう番号法でちゃんと任意取得なんだと、申請に基づくものだということが明記されております。なのに、国民皆保険制度で、保険証は必ず各個人が全員が持たなければいけないというふうになっている制度の下、保険証を廃止して、そのカードを保険証として使うということはカードの強制、義務化ということになり、任意取得の原則に反するものであります。

使いたくない、必要でないという方にまで無理やり持たせることが問題だということを行っている意見書であります。持ちたい人は持ったらいいんです。持ちたくない人まで取得義務化をするというのは番号法違反でありますし、これはやはり即刻、保険証の廃止というのは中止すべきだということを求める意見書であります。

マイナンバーカードを持ちながら紙の保険証を持つ、こういうことが今現在できておりますが、それで何が駄目なんでしょうかということで、今のままで紙の保険証も継続していく、このことを併せて求めるという意見書でもあります。議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第11号 マイナンバーカードの利用拡大、取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」等の中止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。意見書第11号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第11号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第20 意見書第12号 際限のない軍拡競争を招く軍事費倍増の中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

「際限のない軍拡競争を招く軍事費倍増の中止を求める意見書（案）」について。趣旨説明をさせていただきます。

この意見書の締切りが12月5日でしたので、11月22日に有識者会議の報告書が出された時点での内容になっております。この報告書を受けて先日、12月16日、岸田内閣は安保3文書を閣議決定しましたので、その分を補足説明をさせていただきます。

この閣議決定で、専守防衛の基本原則を覆し、敵基地攻撃能力の保有に踏み出しました。戦前の反省を踏まえ、平和国家として歩んできた国の姿を根本から変える決定を、まともな国会審議や国民の意見も聞かないで決定したことは、民主主義の点からも大きく問われます。

報道にもありますように、主な問題は3点。1つは反撃能力、すなわち敵基地攻撃能力の保有、2つ目が防衛費を5年間で総額43兆円、GDP比2%に増額、3つ目は軍拡の財源として、足りない分は増税ということが挙げられております。

まず、1つ目の敵基地攻撃能力の保有は、歴代政権が違憲としてきたものです。相手国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することは憲法上できないというこの解釈は、歴代政府が一貫して主張してきたもので、専守防衛の根本です。

1970年に中曽根康弘防衛庁長官が、日本の防衛の限界については専守防衛とするとして、目的において防衛に限る、地域において本土並びに本土周辺に限る、手段においては核兵器や外国に脅威を与える攻撃的兵器は使わないという3つの限定的要素が確立されていると、国会でも答弁をしています。

また、政府は、敵基地攻撃が法理的には可能という見解を示した1950年代でも、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということ

は、憲法の趣旨とするところではないと答弁をしております。

敵基地攻撃能力の保有が、こうした政府答弁を百八十度覆すものであることは明らかです。

平和安全法（安保法制）で規定された武力行使の3要件である存立危機事態では、日本と密接な関係にある国が攻撃を受けることによって、日本の存立が脅かされる事態とされています。それは、アメリカが始めた戦争を日本の存立危機事態と認定すれば、日本は攻撃されていないのに相手国領域に対して敵基地攻撃能力を使って攻撃を行う、すなわちトマホークなど長距離ミサイルを撃ち込むというものです。その結果、相手国から日本本土への報復攻撃は避けられません。日本を守るどころか、日本を全面戦争に巻き込むのが3文書であります。

政府は、敵基地攻撃の保有が抑止力の向上になると言いますが、抑止力とは相手を脅して攻撃を思いとどまらせようとするもので、政府が保有できないとしてきた外国に脅威を与える攻撃的兵器で相手を威嚇することになり、これは大きな矛盾となります。

この抑止の対象が中国や北朝鮮であることは明白ですが、これらの国は核を含む膨大な数のミサイルを持っているとされています。このような国を抑止するための敵基地攻撃能力を持とうとすれば、際限なく軍拡することになります。最終的には日本の核保有という議論にまで行き着くことになります。

だから、防衛費を今後5年間で今の2倍、GDP比2%の実現ということになるわけです。2022年度の当初予算の防衛費は約5兆4,000億円です。GDP比2%はおよそ11兆円に上り、約5兆6,000億円の増額が必要となります。防衛費を5年間で総額43兆円という数字になるわけです。

財源は、有識者会議の報告どおり、国民が広く負担するとされており、具体的には4つの項目が挙げられています。

1つ目は、復興特別所得税の半分を防衛費に回し、期間を延長するという許し難い流用と庶民増税が目論まれています。

2つ目は、歳出改革と言いますが、社会保障の大削減の危険があります。

3つ目は、防衛力強化資金の名目で、医療関係の積立金やコロナ対策費の未使用分など医療や暮らしに充てるべき予算が流用されようとしています。

4つ目は、防衛費に国債は使えないというこれまでの政府見解をほごにして、戦時国債が侵略戦争の拡大につながった歴史の反省を踏まえて、国債発行を原則禁止した財政法を踏みにじて、国債の増発を進めようとしています。

さらに、大軍拡は5年後では終わりません。閣議決定された3文書では、10年後までに、より早期かつ遠方で我が国への侵略を阻止・排除できるように防衛力を強化するとあり、さらなる大軍拡を進めることが明言されています。この道を進めば消費税増税を含む大増税、暮らしの予算の大削減という泥沼に落ち込んでしまいます。

この意見書は、国民の暮らしと平和を守るために、このように際限のない軍拡競争を招く軍事費倍増は中止することを政府に求めるものです。

以上で趣旨説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員、反対の討論ですね。

10番（今奈良幸子議員）

反対の立場として討論いたします。

近年、ロシアによるウクライナ侵攻を初め、世界情勢は混沌としております。日本も例外ではありません。

課題に上がっている防衛費の議論に当たって、目を背けてはいけない問題があります。日本の周辺国、地域においても核ミサイル能力の強化、あるいは急激な軍備増強、力による一方的な現状変更の試みなどの動きが一層顕著になっています。

国家安全保障戦略は中国について、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸案事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦と書いている。さらに中国は台湾について、平和的統一の方針は堅持しつつも、武力行使の可能性を否定していないと指摘している。

北朝鮮は過去3か月で50発以上のミサイルを発射しており、10月には日本上空を通過する弾道ミサイルを5年ぶりに発射、このように北朝鮮のミサイル発射能力についても懸念が高まっています。

このような状況を改善するには、国際社会では国内のように警察に頼ることはできません。原則として自分の国の利益は自ら守る必要があります。隣国への強いメッセージ発信にもつながる防衛費増額について、財源として法人税とたばこ税を増税するほか、東日本大震災の復興財源に充てられている復興特別所得税の一部を活用する方向で調整している報道がありますが、その財源が適切であるか、その前に国会議員等の削減を初めとする身を切る改革を行う必要があることは言うまでもないが、自分の国は自分で守るための策としては誤った方向ではないと考えます。そのためこの意見書には反対いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

先ほどの反対討論の中で、北朝鮮の弾道ミサイルですね。これが懸念されるということで、自分の国は自分自ら守ると。日本には専守防衛、そのようなことがありますので、もし攻撃されましたら、それはやっぱり自分の国を守る、これはもちろんであります。

しかしながらですね、昨年の10月の総選挙、そして今年7月の参議院選挙の公約で、自民党は軍拡増税に一言も触れておりません。国民は白紙委任を与えていません。国会多数の力で軍拡増税を押し通す、このことは絶対に許されることではございません。

で、首相が指示した防衛費増の中心となるのは、相手国のミサイル発射拠点などをたたく敵基地攻撃能力、反撃能力ですね。これの保有です。抑止力の強化というのが口実であります。日本が他国を攻撃する能力を持てば、相手国はそれを上回る攻撃力を持つとして、無限の軍拡競争を招くだけです。抑止が破綻すれば被害は一層甚大化するものであります。

米韓などの軍事的対応に対抗して、北朝鮮は行動を一段と激化させております。軍事対軍事の対決が解決につながらなかったことは、これまでの経過でも明らかではないでしょうか。平和体制の構築をうたった米朝共同声明などの合意に立ち返って、日中韓米、そしてロシアを初め国際社会が協調して外交的解決の努力を強めること、それが急がれています。

国民の暮らしを押しつぶし、日本を危険にさらすこの大軍拡、決して許すことはできま

せん。皆様にはこの際限のない軍事競争を招く軍事費倍増の中止を求める、この意見書をぜひとも国に上げていただきたいというふうに思います。皆様のご賛同をよろしく願います。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第12号 際限のない軍拡競争を招く軍事費倍増の中止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第12号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第12号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る12月1日より開会されました本定例会におきましては、ご提案いたしました議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者でございますが、大阪でも1日当たり感染者が1万人を超える日があるなど、感染者数が増加しており、これから年末年始を迎え、人と人の接触機会が増えることで、さらなる感染拡大が懸念されております。本町におきましても引き続き感染予防対策の啓発に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、先月よりカタールで開催されておりましたサッカーワールドカップも、アルゼンチンの優勝で幕を下ろしました。我々日本も予選最終戦で強敵スペインに劇的な勝利を収め決勝トーナメントに進むなど、日本中に勇気と感動を与えてくれました。決勝トーナメントでは残念ながらクロアチアにPKの末敗れ、ベスト8に進むことができませんでしたが、決して諦めない選手の姿は、次代を担う子どもたちに夢と希望を与えてくれたと思います。ぜひ4年後もたくましい日本チームの姿を見せさせていただきたいと思います。

また、本町といたしましても心新たに、スピード、決断、実行をモットーにするのは言うまでもなく、志ある者は結局成功する、途中でくじけることはないという信念で前へ進んでまいりたいと考えている次第でございます。

結びに当たり、一層寒さが厳しくなる折、議員皆様方におかれましては健康にご留意され、よき新年を迎えられますことを心よりお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、令和4年第4回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午前11時31分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年12月20日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 勝元由佳子

忠岡町議会議員 河野隆子